

陳情第5号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情について、政清会を代表し、反対の立場で討論いたします。

日本の地方自治は、日本国憲法で保障されています。

日本国憲法第8章には、地方自治が明記されており、日本国憲法第92条の規定では、地方自治の本旨が規定されているところです。

また、2000年地方分権一括法により、国と地方公共団体の関係は、上下関係ではなく、対等協力の関係が明記されたところです。

国と地方は、別の法人格を有し、地方自治の仕組みや、国と地方の関係については、地方自治法の規定により定められています。

地方自治法第245条の3、関与の基本原則の規定では、地方公共団体に対する国の関与は、必要な最小限度のものとするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされています。

今回の地方自治法の改正については、これら背景をしっかりと踏まえ、判断することが重要であると認識しています。

今回の地方自治法の改正は、国と地方の関係など、一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害、感染症の蔓延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における、国と地方の関係等の特例を設けたものです。

例えば、災害基本法に規定されている自然災害、具体的には、異常な自然現象などによる、国土及び国民の生命・身体・財産の保護が必要な場合。

また、新型インフルエンザ特措法に規定されている感染症、具体的には、全国かつ急速に蔓延し、病状の程度が重篤かつ国民生活・国民経済に重大な影響を及ぼすことが予想される場合、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響の最小化。

そして、事態対処法及び国民保護法に規定されている武力攻撃、具体的には、我が国の領土、領海、領空に対する組織的・計画的な武力の行使に対し、我が国の平和・国民の安全の確保、国民の生命・身体・財産の保護が必要であることから、今回の地方自治法の改正は、これら差し迫っている、非平時に限って適用されるものです。

よって、私は、今回の地方自治法改正は、地方自治を制限するような改正ではないと認識しています。

さらに、必要な手続として、閣議決定を経ること、地方公共団体に対する事前の資料、意見提出を求め、適切な措置を講ずるよう努めることとする、といった、適切な要件・手続を設定し、対応に当たっていく、とされていると認識しています。

これらのことから、今回の地方自治法の改正は、地方分権を妨げるものでは

なく、むしろ、必要不可欠なものであると考えます。

よって、当該陳情に関し、賛同することは適切ではないと考え、反対の立場で
討論いたします。